

陳情第148号	受理年月日	令和5年6月1日
付託委員会	議会運営委員会	
件名	請願・陳情に対する取り扱いの改善について	
要旨	<p>当会はこれまで、数多くの陳情を提出し、議員に案件についての意見や要望を伝え、正確な情報に基づいて慎重な審議がなされることを期待して、口頭陳情と傍聴を続けてきた。</p> <p>しかし、議会での審査は私たちの期待に応えるものになっていない。これまでの経験から、下記の点について、市議会運営の改善を要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 請願書・陳情書について</p> <p>(1) 文書表への書き直しをしないで、受け取った文書をそのまま所管委員会に示すこと。</p> <p>なぜ、「て・に・を・は」を変えなければならないのか。「です」を「である」としなければならないのか。長文は困り、短くする必要があるのか。他人が書いた文章を書き換えたり、削除したりということが、本人の了解も得ずに行われていることは、著作権を持ち出すまでもなく、市民感情とかけ離れている。請願者や陳情者が、一字一句にまで心を注ぎ考えて作っている文書の表現は、少し変えられただけで意図するところが違ってくる恐れがあることは容易に想像できる。市民が主役の市政への改革の一つとして、ぜひ、取り扱いを改めていただき、市民が思いを伝えている表現のまま、公的文書として取り扱われるよう要望する。</p> <p>(2) 文書表を作成せざるを得ない場合は、提出者の了解を得たものを所管委員会に提示すること。</p> <p>2 口頭陳情について</p> <p>(1) 委員会の議事に位置づけ、議事録に残すこと。</p> <p>現在は、議事の前に特別に5分間だけ口頭陳情を認める位置づけとされているが、請願や陳情を行う者は、その案件に関心を寄せ、よりよい市政実現を目指して、提出文書と合わせてわずか5分の口頭陳情に精一</p>	

(続 く)

杯の訴えを行っている。多方面にわたる知見や見識を求められる議員にとって、様々なことを把握し理解を深める絶好の機会となり、審査を深められると考える。

(2) 議員から口頭陳情者への質問が、会議の中で認められること。質問を行うことは、議員が様々なことを把握し理解を深める絶好の機会になり、審査を深められる。

3 委員会審査を関係部局への質問・意見や要望に終わらせず、議論を行うこと。

審査案件への見解を表明し議論することが、市民の負託に応え責任を果たすことである。

4 継続審査となった案件は、その後の委員会で実質的に継続して審査すること。

請願や陳情は、提出した直後の審査で継続となった場合、議会解散までに二度と審査されず棚ざらしになっている。時間をかけて本質を捉え結論を出す審査を求める。